

令和 8～10 年度 市単事業
裾野市立富岡第一小学校スクールバス運行業務委託仕様書

1 名称

令和 8～10 年度 市単事業 裾野市立富岡第一小学校スクールバス運行業務委託

2 履行場所

富岡第一小学校区内

3 委託期間

契約日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(令和 8 年度 試運転業務 下記 11 試験運転等のとおり)

(令和 9～10 年度 運行業務 下記 4 運行形態のとおり)

4 運行形態

(1) 利用者

下和田（サンライズ今里を含む。）または呼子に居住する富岡第一小学校の児童。ただし、今後利用する児童が減少した場合は、他地区に居住する富岡第一小学校の児童や富岡中学校の生徒も利用できるものとする。

(2) 利用者数

最大 70 名。なお、運行開始時点における旧富二小学区の児童数は 59 名である。

運行体制は、登校時は 1 便、下校時は最大 3 便とする。（詳細は下記（8）のとおり）

(3) 使用車両

運行車両は、受託者が使用権限を有するバスを使用するものとする。また、車両の保管場所は、受託者が確保すること。

(4) 使用する車両の条件

使用する車両は、バス（定員 11 人以上）に限る。

(5) 車両の点検

使用する車両については、道路運送車両法に基づく法定点検を確実に実施するとともに、これを上回る頻度又は内容による自主点検を行い、常に安全性の確保に努めること。

(6) 運行ルート及び乗降所等

ア 運行ルート

運行ルートについては原則別紙のとおりとするが、契約締結後に試験運転・協議等により変更する可能性はある。

イ 乗降所

富岡第一小学校側の乗降所は、受託者が確保すること。乗降所は、児童が安全に乗降可能な場所とし、原則として富岡第一小学校の校門から概ね 300m以内に設置すること。

なお、富岡第二小学校側の乗降所は、大胡山地区乗降所及び富岡第二小学校南側駐車場は利用可能とする。

ウ その他

上記(1)による変更や、年度の切り替え等による利用児童数の変更、道路交通事情の変化等があった場合、富岡第一小学校通学区域の範囲内において随時運行ルート及び乗降所を変更するものとする。なお、当該変更に伴い運行ルートの延長、短縮及び乗降所の増減が発生する場合は、委託料の変更について、その都度協議するものとする。

(7) 運行日

月曜日から金曜日（祝日、土曜日、日曜日、臨時休業日及び長期休業日を除くが、振替授業日、登校日には運行する）とし、年間 205 日とする。

詳細は契約締結後に協議のうえ決定するが、運行日の増減があった場合は、委託料の変更について、その都度協議するものとする。

(8) 運行時刻

登校時間及び下校時間を考慮したものとし、原則として、登校時は1便、下校時は最大3便（1便が80日、2便が100日、3便が25日）とする。登校時の運行時刻は、別紙の運行ルートに記載の通りとし、富岡第二小学校南側駐車場の乗降所では、概ね25分間の待機時間を確保すること。

なお、年度の切り替え等による登下校時間の変更や学校行事に応じた時間及び回数の変更に随時対応するものとし、運行時刻表については、受託者と学校長で協議のうえ作成するものとする。

また、原則として各便の運行にあたっては、同一時間帯において同一車両が往復運航を行うこと（いわゆるピストン運行）は認めないものとする。

ただし、下校時における複数便の運行については、この限りでない。

5 費用負担

市が負担する費用は業務委託料とし、人件費（給与、通勤費、福利厚生費等）、車両整備費（車検、点検、修繕、タイヤ交換等）、燃料費、消耗品、保険料（対人、対物、人身傷害、車両、運転手等）を含むものとする。

6 委託業務の基本方針

- (1) 児童の登下校時における送迎業務を安全かつ確実に行うこと。
- (2) 道路交通法及び関係法規・規定を遵守すること。
- (3) 運転士以外に運行責任者を配置し、運行開始時から終了時まで対応できるようにすること。
- (4) 運転前には、運転士の健康状態を運行責任者が確認すること。
- (5) 車両の整備点検は常に万全の注意を払い、緊急時には速やかに対応できること。
- (6) 事故発生時は責任ある補償対応をすること。
- (7) 運行苦情等に適切に対応処理すること。
- (8) 児童の乗降車時は目視して安全確認後に発車すること。
- (9) 緊急時には、速やかに適切な対応をすること。

7 緊急時等の対応及び連絡

- (1) 受託者は緊急連絡体制図を市及び学校長に提出すること。
- (2) 自然災害等が発生又は恐れがある場合は、市及び学校長と協議のうえ対応を決定すること。
- (3) 事故及び不測の事態等が発生した場合は、直ちに緊急連絡先に連絡するとともに、市及び学校長と協議のうえ事故等の処理にあたること。
- (4) 道路工事等により迂回が必要となった場合は、安全に運行できるルートを市、学校長及び受託者と協議のうえ再設定するが、それに伴う委託料の変更は行わない。

8 損害賠償責務

業務中に第三者に損害を与えた場合は、受託者加入の保険にてその損害すべての賠償を行うこと。また、運転手に係る保険も受託者において加入すること。

9 スクールバス輸送運行計画

委託者は、毎月のスクールバス輸送運行計画書（任意様式）を、運行の1週間前（運行開始月は、運行開始日の前日）までに受託者に提出し、受託者はその計画に基づき、スクールバス輸送業務を行うものとする。

委託者は、業務の都合により必要があるときは、その都度受託者に連絡して、運行日・運行区間及び運行時刻を変更することができる。

10 業務の報告

受託者は毎月及び毎年度の業務完了後速やかに業務完了報告書（任意様式）を作成し市に提出すること。なお、9月及び年度末の業務完了報告書には運転業務に従事する職員の運転免許証の写し等を添付すること。

11 試験運転等

受託者は令和8年度中に児童の乗降練習を含む試験運転を最低1回実施し、市及び学校長と協議のうえ日程、内容を決定すること。

12 業務委託料の支払い

- (1) 前払い金は支払わない。
- (2) 支払い方法は、委託者と受託者が協議の上で、契約書で定める。
- (3) 支払いは、契約書に基づいて支払う。

13 委託契約の解除

委託者は、受託者が行う運營業務の適正を期するため、次に掲げる事由に該当する場合には、委託契約を解除し、又は期間を定めて運營業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

- (1) 受託者が、委託者が行う報告の要求又は必要な指示に従わないとき。
- (2) 受託者による運営を継続することが適当でないと委託者が認めたとき。

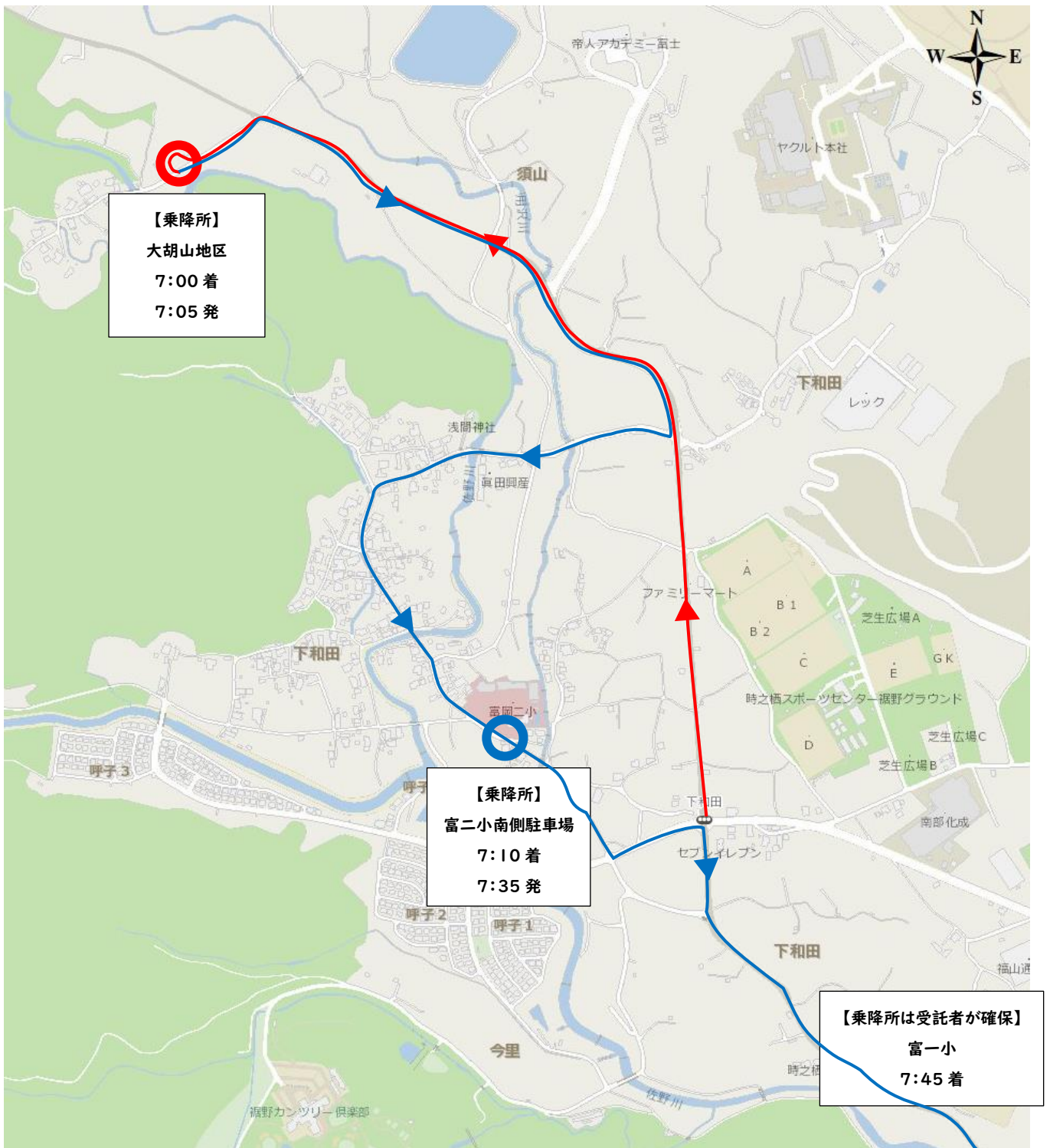
14 権利義務の譲渡等の禁止

受託者は本業務により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ市の承認を得た場合はこの限りでない。

15 その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、市、学校長及び受託者で協議のうえ決定すること。

別紙 運行ルート



【乗降所】
大胡山地区
7:00 着
7:05 発

【乗降所】
富二小南側駐車場
7:10 着
7:35 発

【乗降所は受託者が確保】
富一小
7:45 着

至：富一小

注 1 上記は、登校時の経路を示しています。下校時は登校時の逆の経路になります。
下校時は対象児童降車後、すぐに発車してください。

注 2 距離

大胡山地区⇨富二小南側駐車場	富二小南側駐車場⇨富一小
2.4 km	4.8 km